（西蒲区）高野宮の一部・河間の一部・小吉の一部・中ノ口の一部
東小吉の一部・東船越の一部・三ツ門の一部・門田の一部
長場の一部・針ヶ曽根の一部・六分

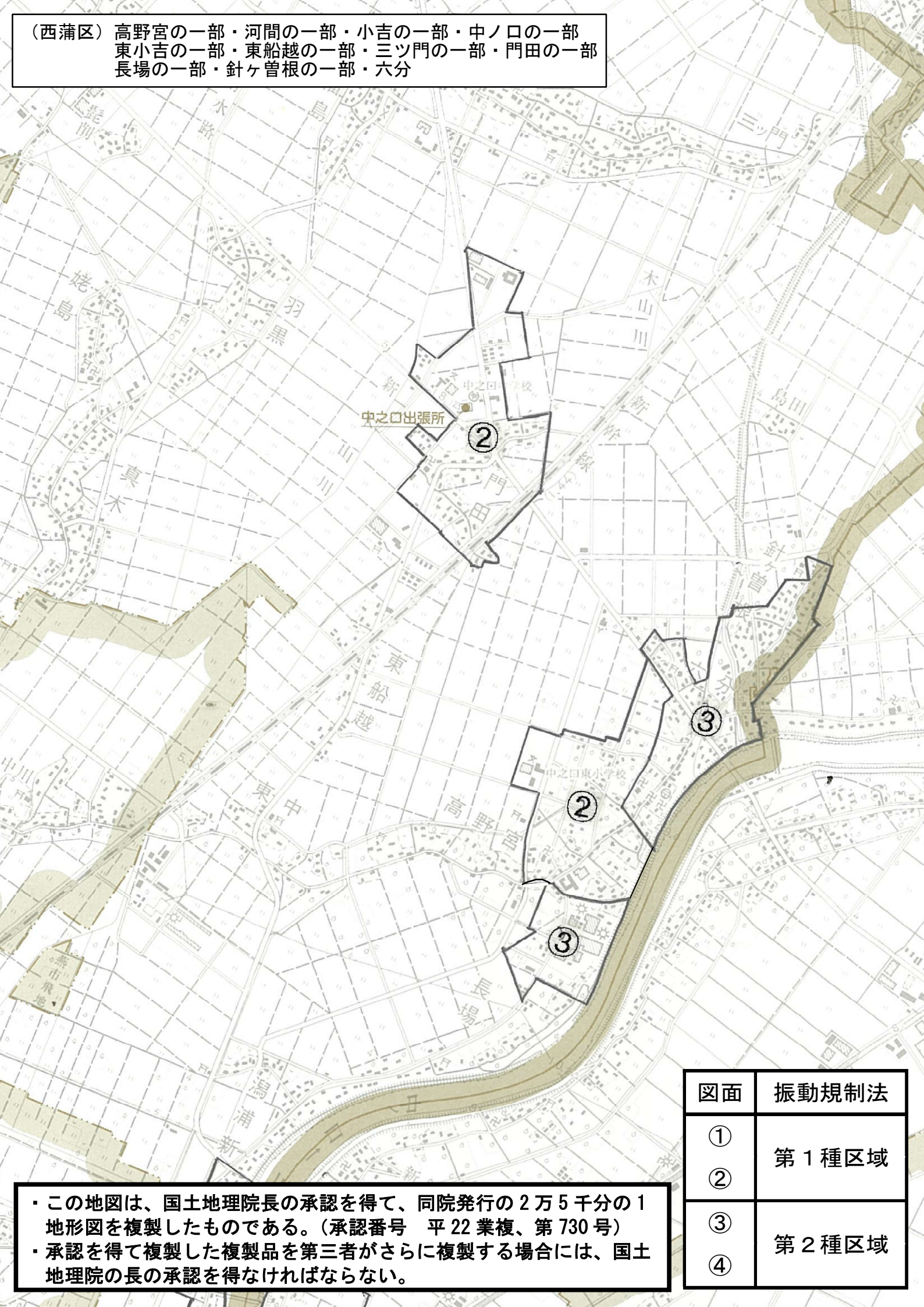

図面	振動規制法
① ②	第１種区域
③ ④	第２種区域

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の２万５千分の１地形図を複製したものである。（承認番号　平 22 業複、第 730 号）
・承認を得て複製した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。